

## 控訴審第6回期日のご報告

2019年7月29日

福島原発被害弁護団

(午前中：寺西教授の証人尋問)

7月29日の期日の午前中は、寺西俊一教授の証人尋問が行われました。

寺西教授は、環境経済学という分野の著名な学者です。証人尋問では、福島原発事故による影響と被害についてどのように経済的評価を行い、損害賠償をすべきかについて、その専門的知見に基づいて分かりやすく解説しました。

寺西教授は、まず、福島原発事故による深刻かつ複合的で広範な影響と被害を、「損失」（事故前にあったが失われたもの）と「出費」（事故後に新たに生じたもの）という2つの概念に区別して把握し、それぞれについて経済的評価を加えることが重要であることを明らかにしました。

さらに、私たちが請求している「ふるさと喪失損害」のような、お金で直接換算できないものについても、適正な貨幣評価を行い、損害として賠償される必要があることを強調しました。

そして、「ふるさと喪失損害」を貨幣評価する手法としては、「表明選好評価法」という手法を用いることが最も妥当であると述べました。「表明選好評価法」とは、市場価格では表すことのできないものに対して、関係当事者に、個人的な「選好」にもとづく「貨幣評価額」を表明してもらうという手法です。本件では、「ふるさと」の価値を最も良く分かっている原告たちが、「ふるさと」を失ったことに対する補償としてギリギリ受け入れられる額はいくらかを問い、そこで表明されるであろう金額を、議論の出発点とすべきだとするのです。この手法によれば、「ふるさと喪失損害」が、一審判決のような低額の賠償額にとどまることはありえないはずです。

寺西教授は、「表明選好評価法」は学術的に正当性が認められているものであって、仮に裁判所がその金額よりも著しく低い金額を認定するのであれば、その根拠が十分に示されなければ専門家としては納得がいかないと述べました。寺西教授は、一審の認定額を原告たちが受け入れることなど到底できないのであって、決してこれに追従することなく、原告たちの思いに十分応えられるような判決を書くべきであると、専門家の立場から裁判所を強く牽制していたように感じました。非常に迫力と説得力のある、有意義な証人尋問でした。

ところで、今回の寺西教授の証人尋問は、主尋問（原告）→反対尋問（被告）→再主尋問（原告）→補充尋問（裁判所）という順番で行われる一般的な形式

ではなく、最初に寺西教授から30分間のプレゼンテーションを行い、次に被告の反対尋問、その後は原告、被告、裁判所の三者からフリーに質問をしていくという、過去に前例のない画期的な形式が採用されました。その結果、2時間という限られた時間の中で、非常に充実した議論が交わされ、寺西教授の見解に対する理解が深まり、私たちとしても大きな成果を上げることができたと思います。

今回の関礼子教授の証人尋問も、同様の形式で行われる予定です。今回と同様、法廷で充実した議論が交わされ、有意義な尋問になることが期待されます。

(午後：原告本人尋問)

午後の原告本人尋問は、國分富夫さんから始まりました。國分さんには小高区民の代表的な位置づけで、週に1度は通っているという現在の小高のようすと小高への思いを証言していただきました。

小高区内では、建物が取り壊されて、あちらこちらに空き地と売地の看板が目立ちます。

事故後に建てられた小高交流センターでは、住民が一人であんまきでマッサージをしているということでした。戻った高齢者たちは、帰還者がすくないためにお互い離れていたり、気力を失っていたりしていて、事故前のように互いの家に立ち寄りたり、ちょっと立ち話、というような交流もしていないそうです。

事故前、國分家では、夏の夕方、庭に出てビールを飲んでいると、通りがかりの住民が声をかけてきて話し込み、いつの間にか、一緒に飲み始めている・・・そんなことが当たり前の日常でした。國分さんは力を込めて訴えました。交流は、イベントや箱もので「つくる」ものではない、自然と「できる」ものなのだ。私たちが求めているのはそういう人間の復興なのだ。

家も解体したのに、なぜそんなに小高に行くのかという問いに、國分さんは、なんとなく足が向くのだと言います。帰還した高齢の仲間や住民たちのことも気がかりです。小高に残したお墓も、たびたび掃除をしてきれいになっているのだそうです。お墓まで移転してしまったら、小高と切れてしまうような気がしたからそのまま残してあるのだと言います。

東電は、毎度の反対尋問で、「東電から支払われた賠償金で家を建てましたよね？」と争いもない事実をわざわざ聞いてきます。これに國分さんは力強く言い返しました。加害者が被害者に賠償するのは当たり前のことだ。それなのになぜそんなことを聞くのか、と。自宅にしても物の交換価値を賠償すればよいのでしょうか。國分さんは訴えました。小高の自宅はお金がなかったところに、

友人たちに手伝ってもらい、自分たちで山から木を伐りだして建てた。そこで子どもたちが育っていったのだ。私たちは、そういう目に見えないけれどもとても大切なものへの償いを求めて裁判をしているのだと。

國分さん、素晴らしい尋問、おつかれさまでした。

この日の午後は、さらに川内村から避難している原告の方への尋問を経て、予定どおり終了しました。今回は、最後の本人尋問として、早川篤雄団長をはじめとする3名の方を準備中です。